

技能講習等講習会予定表

		学 科		実 技					
		日	会場	日	会場	日	会場	日	会場
フォークリフト運転(3)Hコース 技能講習	7月	2	ポーラ名古屋ビル	3,4,5	NSB東海	6,9,10	NSB東海	8.15.22	水谷運輸/トヨタL&北名古屋
		10	NSB東海	11,12,13	NSB東海	17,18,19	NSB東海		
		19	NSB東海	20,23,24	NSB東海	25,26,27	NSB東海		
	8月	2	ポーラ名古屋ビル	3,6,7	NSB東海	4.5.11	トヨタ教育センター	12.18.19	トヨタ教育センター
		17	ポーラ名古屋ビル	20,21,22	NSB東海	23,24,27	NSB東海	19.26.9/2	水谷運輸
	9月	3	ポーラ名古屋ビル	4,5,6	NSB東海	9.16.23	水谷運輸/トヨタL&北名古屋		
		6	NSB東海	7,10,11	NSB東海	12,13,14	NSB東海		
		7	豊川市文化会館	9.15.16	トピー工業(株)				
		13	江南市民文化会館	16.23.30	オークマ(株)				
		19	NSB東海	20,21,25	NSB東海	26,27,28	NSB東海		

	講習会の名称	会 場	30年度 講習等日程		
			7月	8月	9月
技 能 講 習	ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル		1	
		(実)豊田自動織機		4	
		(学)ポーラ名古屋ビル	18 14	23	12 15
		(実)トヨタ教育センター	21 22	25	15 22
	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)3,4 (実)5or6	(学)7,8 (実)9or10	(学)5,6 (実)7or8
			(学)9,10 (実)11or12	(学)22,23 (実)24or25	(学)11,12 (実)13or14
			(学)17,18 (実)19or20	(学)28,29 (実)30or31	(学)19,20 (実)21or22
			(学)24,25 (実)26or27		(学)26,27 (実)28or29
		豊田管内	(学)31,8/1 (実)9/2or3		
			(学)23,24 (実)26or27		
	有機溶剤作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2,3	21,22	18,19
			19,20		
			30,31		
		伏見第一ビル	11,12	1,2	3,4
				9,10	13,14
				30,31	25,26
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	19,20		
			10,11		11,12
					13,14
		伏見第一ビル	9,10	7,8	4,5
			17,18	22,23	18,19
				29,30	
技 能 講 習	特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者【学科2日】	豊川市文化会館	2,3		10,11
			26,27		27,28
					19,20
	プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		20,21	3,4
		伏見第一ビル	9,10		
		豊田管内	19,20		
	乾燥設備作業主任者【学科2日】	アイブラザ豊橋		8,9	
		ポーラ名古屋ビル	9,10	28,29	25,26
		伏見第一ビル	23,24	7,8	
		産業人材支援センター			26,27

	講習会の名称	会 場	30年度 講習等日程		
			7月	8月	9月
技 能 講 習	はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4,5		
	伏見第一ビル				5,6
	石綿作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル	17,18	27,28	
	鉛作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			27,28
	ガス溶接主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			11,12
特別教育	シヨベルローダー等運転 【学科1日・実技3日】	ポリテクセンター			(学)11 (実)12,13,14or 18,19,20
	アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	24,25		20,21
		(実)豊田自動織機	28		22
		(学)(実)ポーラ名古屋ビル			30,10/1
		(実)ポリテクセンター中部			10/7
	自由研削といし・取替・ 試運転【学科実技 計1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	23	27	10
	機械研削といし・取替・試運転 【学科1日・実技0.5日】	(学)(実)トヨタ教育センター			19,20
	産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日・実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル (実)三菱電機		27,28	10,11
	ダイオキシン【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	2		
	粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	6		6
能力向上等 勉強会	低圧電気【学科1日 実技1日】	(学)(実)ポーラ名古屋ビル	12,13	20,21	13,14 25,26
	石綿作業従事者【学科1日】		30		
	衛生推進者【学科1日】	伏見第一ビル	3		
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	(学)(実) ポーラ名古屋ビル	(学)23,24 (実)25or26		(学)3,4 (実)5or6
	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル		21,22,23,24	18,19,20,21
	エックス線作業主任者【学科4日】			7,8,9,10	
	作業環境測定士		5,6		

研修などの名称	30年度 研修日程		
	7月	8月	9月
第1回労務管理セミナー	27		
KYT1日研修会(第2回)		24	
すぐに役立つ労務管理基礎セミナー		3	
すぐに役立つ介護事業場の労務管理セミナー			7
賃金セミナー			18
第1回安全管理専門担当者研修			12

※上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。※日付の の表示は、土・日・祝日です。

当協会では年間計画に基づく通常の講習等の他、出張講習のご要望にも応じています。
労働安全衛生法に係る多くの講習を、出張講習します。

当協会への連絡は右記までお願いします。
ホームページアドレス <http://www.airouki.or.jp/>

	(電話番号)	(FAX番号)
1 総 務 部	052-221-1438	052-204-1268
2 教育事業部(技能講習等)	052-221-1436(代表)	052-221-1440
(研 修 会 等)	052-221-1439	052-221-1440
愛知安全管理者交流会	052-221-1438	052-204-1268
愛知衛生管理者交流会	052-221-1438	052-204-1268
愛知THP推進協議会	052-221-1438	052-204-1268

表紙写真コメント

株式会社富士プレス 常務執行役員 高羽 直樹

今月は、待ちに待った夏休みの幕開けに相応しい、高揚感の有る一輪挿しを選んできました。花瓶一面に無数に鑲められたオレンジの吹雪は、燦燦と降り注ぐ真夏の強い陽射しのようです。そして緑の吹雪は、まるで水中を勢よく泳ぎ廻る魚の姿を表しているような作品です。
吹く過程で、生地に纏った色ガラス粒が絶妙の塩梅で伸ばされることで生じる、二つとして同じ物が作れない一期一会の景色。この、偶然が織り成す造形美こそが、吹雪紋様の魅力なのです。

7 2018
vol.514
平成30年7月発行
公益社団法人愛知労働基準協会



黒高台白地吹雪大正ガラス一輪挿し

Aichi Labour Standards Public Interest Incorporated
アー・アール・ケイ マンスリー

CONTENTS

2・3 ・第7回定時会員総会開催報告

愛知労働局からのお知らせ

4・5 ・平成30年度全国安全週間実施要綱

6 ・平成30年度 安全衛生表彰 受賞者名簿

7 ・仕事休もつ化計画 始動!会社の夏季休暇に年休をプラスして
連続休暇を取得しよう。
・災害発生状況

8 ・労働者派遣を受け入れている事業主の皆様へ(抜粋)

教育事業部だより

・全国登録教習機関協会優良賞 受賞の言葉

9 ・セミナーなどのご案内
・すぐに役立つ労務管理基礎セミナー
・賃金セミナー
「同一労働同一賃金法制に対応する賃金制度の設計と移行方法」

10 ・同一労働同一賃金に関する最高裁判決(長澤運輸事件と
ハマキョウレックス事件)のポイントおよび今後求められる
事業場の対応について

11 ・高所作業車運転技能講習および特別教育を今秋開講

インフォメーション

12 ・技能講習等講習会予定表

第7回定時会員総会開催報告

期日: 平成30年5月22日(火) 会場: 名鉄グランドホテル 11階 柏の間 参加者数: 約140名

(1) 開会挨拶

公益社団法人愛知労働基準協会 会長 大野 智彦



定時会員総会の開会にあたり、大野会長は日頃の協会運営に対する謝辞を述べた後、次のように挨拶しました。

政府が今国会の最重要法案と位置

づけている働き方改革関連法案の審議が始まった。未だ国会は混乱しているが、政府には会期中に成立させていただき、「働き方改革」を着実に推進し、経済の好循環を支えていただきたいと思う。

さて、県内の昨年の労働災害による死亡者数は44人となり、昨年度を最終年度とする第12次労働災害防止推進計画の目標である40人を下回ることができなかった。今年の死亡者数は7人(4月23日現在)と、昨年同時期から6人減少している。他方、県内の雇用情勢は有効求人倍率、新規求人倍率ともに、依然昨年より高い水準を維持しており、人手不足を背景とした未熟練労働者、特に高年齢者や外国人等の安全確保にご協力いただきたい。

そして、今年度は愛知労働局の第13次労働災害防止推進計画の初年度に当たる。ご関係の皆様方とともに目標達成に向けて取り組んでいきたい。

どのような世の中であろうとも、従業員の「労働災害の防止」と「健康の保持増進」は企業経営の基本であり、また、ご家族の一番の願いである。当協会では、公益社団法人として社会的責任の重さを一層真摯に受け止め、労働災害の防止、労働条件の向上を目指し、これまで以上に関係労働法令等の周知・啓発に係る公益目的事業を積極的に推進していく。

また、事業の実施にあたっては、会員各位のご意見、ご要望をお聞きするとともに、ご当局のご指導を得ながら、安全と健康の確保、治療と仕事の両立支援を含む働き方改革の実現に向けて全力を傾注して取り組むので、一層のご支援ご協力お願い申し上げます。

(2) 議 事

議長に大野会長が選任され、「平成29年度事業報告および貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等の承認」、「役員任期満了に伴う改選の承認」、「常勤役員の報酬等の承認」を上程し、いずれも承認可決されました(就任役員一覧は、ARKマンスリー6月号に掲載しています)。併せて、「平成30年度事業計画および収支予算他」の報告を行いました。

(3) 来賓挨拶

愛知労働局長 高崎 真一 様



ご来賓を代表して、高崎局長からご挨拶をいただきました。

愛知労働局では、今年度、「働き方改革」「人材確保対策」「労働災害防止対策」の3項目を基本に据え取り組んでいる。

ア 労働災害防止対策

平成29年度を終期とする5か年間の第12次労働災害防止計画を愛知県内で推進したが、目標を達成することができなかった。その結果を分析すると、顕著に増加がみられるのが「転倒災害」である。これは、「墜落」や「はさまれ・巻き込まれ」に比べ安易なものと受け止められがちであるが、重症化する傾向にあり、長期の休業を余儀なくされている方が少なくない。また、「転倒」の特徴としては、完全にリスクを封鎖することが難しく、決定的な防止対策がないことである。

当局では、今年度、転倒災害防止対策に重点的に取り組むこととし、「危なさ」と向きあおう」をキャッチフレーズに、独自のステッカーを作成して広く事業場に配付するので、段差等がある箇所に貼り、意識付けを図っていただきたい。なお、ステッカーも当局だけでは数に限りがある。各基準協会や災害防止団体にデータとしてお送りし、適宜変更していただいて構わないので、各々で作っていただき、関係企業に配付していただきたい。この取り組みの効果が上がれば画期的なことであり、一気呵成に転倒災害を封じ込めたい。

イ 働き方改革と人材確保策

「働き方改革」は少子高齢化が進み、労働人口が減少する中、誰もがあらゆる場面で活躍できる、全員参加型の一億総活躍社会を実現することが目的であり、働き方改革の必要性は一定の理解が深まりつつある。しかしながら、当局には中小企業等から、「働き方改革」も重要だが、その前に人手不足を解消してほしいという切実な声が寄せられている。

そこで、当局では、企業の実情に応じた「働き方改革」を進めることにより、職場環境や待遇等を改善し、これが人材確保にも繋がるよう後押しするプログラムの準備を進めている。是非とも活用していただきたい。

【愛知労働局が5月28日に公表した特別プログラム「AICHI WISH*」の取組み概要】

- ・「働き方改革応援レシピ」の作成・配付
 - ・「働き方改革」「人材確保」に関する専門的アドバイス
 - ・「働き方改革」を進める企業を認定し人材確保の特別サービスを実施
 - ・「包括連携協定 金融機関」からの特別融資
- *次の頭文字からネーミング

WORKING STYLE INNOVATION(働き方改革)
TO(から) SECURING HUMAN RESOURCES
(人材確保へ)

(4) 講演

「働き方改革 働きやすい職場づくり 発達障害への理解と支援」
一般社団法人日本雇用環境整備機構 理事長 石井 京子 様



民間の立場で障害者の就労支援に長く携わってこられた石井理事長から、「働き方改革 働きやすい職場づくり 発達障害への理解と支援」をテーマに講演していただきました。

ア 障害の種類

身体障害(肢体不自由・内部障害・言語障害・聴覚障害・視覚障害)、知的障害および精神障害の3つの種類がある。平成17年4月に発達障害者支援法が施行され非常に増えている発達障害は第4の障害であるが、専用の障害者手帳はなく、知的に遅れのある方は知的障害者として「療育手帳」を、そうでない方は精神障害者として「精神障害者保健福祉手帳」を取得する人がいる。なお、平成22年に障害者自立支援法が改正され、精神障害者に含まれると明記された。

イ 障害者雇用状況

障害者雇用促進法が改正され、精神障害者が法定雇

用率の算定基礎に組み込まれたため、30年4月から民間企業の法定雇用率は2.2%に引き上げられた(33年4月までに2.3%に再引き上げ)。一方、雇用者数は年々上昇しており、29年度のそれは496千人で、実雇用率は法定雇用率の2%には及ばないものの1.97%まで上昇した。

また、ハローワークの障害種別の職業紹介状況では、18年度が約44千件で、その内訳は、身体:58%、知的:26%、精神:15%、その他:1%であったが、28年度には93千件強と2倍以上になり、その内訳は、身体:29%、知的:22%、精神:44%、その他5%と、発達障害者を含む精神障害者が大幅に増加している。

ウ 発達障害の特徴

先天性の脳機能障害で、発達の停滞や偏りが生じる。知的障害と精神障害の重なりもあれば、当てはまらない状態もあり、義務教育の全児童・生徒数の6.5%程度と推計される(平成24年:文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」)。

各々障害の特性は、①自閉症・アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害:コミュニケーションや対人関係・社会性の障害で、パターン化した行動やこだわりが強い ②注意欠陥多動性障害:集中できない、じっとしていることができず、多動・多弁で、衝動的に行動する ③学習障害:読む・書く・計算する等の能力が全体的な知的発達に比べ極端に苦手 ④その他:五感が過敏または鈍麻、物事の予測や視点の転換、多岐的な判断ができない、他人の感情がわかりにくい等がある。

エ 発達障害者に対する職場での支援と配慮

管理職がキーマンであり、当事者情報の集約と職場内での共有化、簡潔明瞭で具体的な指示、マニュアルや作業フローの準備、過敏を軽減する環境調整、しっかりと向き合う面談の実施等が必要となる。

そして、こうした支援や配慮が、女性、高齢者、障害者、外国人、難病患者、がん体験者等多様な人材が働きやすい職場づくりに繋がる。

その他、障害者に対する差別禁止と合理的配慮の提供義務、さらには、メンタルヘルス対策、長時間労働の是正やパワーハラスメントのない快適な職場環境の整備等にも触れていた。

また、会員意見交換会として、西村副会長・労災部会長の主催者挨拶、新任・退任役員の紹介、愛知労働局の黒部労働基準部長の乾杯ご発声の後、意見交換会が和やかな雰囲気のもと行われました。最後に若原理事・総務副部長による挨拶が行われ、盛会のうちに閉会しました。

平成 30 年度全国安全週間実施要綱

愛知労働局長から、当協会長をはじめとした関係事業者団体等の長に対して以下のとおり周知依頼がありました。

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成29年の労働災害については、死亡災害が3年ぶり、休業4日以上之死傷災害が2年連続で、前年を上回る見込みである。

また、第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されることを踏まえ、働く方一人一人がかげがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事及安全なものとなるよう、不断の努力が必要である。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成30年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災

2 期 間

平成30年7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成30年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| (1)安全広報資料等の作成、配布を行う。 | (5)安全衛生に係る表彰を行う。 |
| (2)様々な広報媒体を通じて広報を行う。 | (6)「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。 |
| (3)安全パトロール等を実施する。 | (7)事業場の実施事項について指導援助する。 |
| (4)安全講習会等を開催する。 | (8)その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。 |

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1)全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
- ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2)継続的に実施する事項
- ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア)年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ)経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ)安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア)経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ)就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ)災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ)労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア)発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ)職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ リスクアセスメントの普及促進
- (ア)リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ)SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進(「ラベルでアクション」の取組の推進)
- オ その他の取組
- (ア)安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - (イ)外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実
- ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策
- ア 建設業における労働災害防止対策
- (ア)一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (イ)東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 製造業における労働災害防止対策
- (ア)機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - (イ)作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - (ウ)鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- ウ 林業の労働災害防止対策
- (ア)チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - (イ)木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- (ア)荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
 - (イ)積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - (ウ)歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - (エ)トラックの逸走防止措置の実施
 - (オ)トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施
- オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
- (ア)全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - (イ)経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
 - (ウ)職場点検、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
 - (エ)安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
- ア 転倒災害防止対策(STOP!転倒災害プロジェクト)
- (ア)作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ)照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ)危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
- イ 交通労働災害防止対策
- (ア)適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ)飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ)災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ)飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ウ 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- (ア)雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ)非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ)派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - (エ)高年齢労働者に配慮した職場改善の実施
- エ 熱中症予防対策(STOP!熱中症クールワークキャンペーン)
- (ア)WBGT値(暑さ指数)による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ)計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定
 - (ウ)自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ)熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を踏まえた健康管理
 - (オ)熱中症予防に関する教育の実施

平成30年度 安全衛生表彰 受賞者名簿 (厚生労働大臣賞)

労働基準部 安全課

1 厚生労働大臣 優良賞(1事業場)

本賞は、安全衛生に関する水準が特に優秀で他の模範であると認められる事業場に対して授与されるものである。

- 株式会社大林組 藤田保健衛生大学病院B棟新築工事 (名古屋市緑区鳴海町字大清水69-388)
(但し上記1については、7月2日、LEVEL XXI東京會館にて開催される中央表彰式にて表彰)

2 厚生労働大臣 奨励賞(1事業場)

本賞は、安全衛生に関する水準が優秀で改善のための取組みが他の模範であると認められる事業場に授与されるものである。

- 豊田合成株式会社 西溝口工場 (稲沢市西溝口町第二沼1-1)

平成30年度 安全衛生表彰 受賞者名簿 (愛知労働局長賞)

1 愛知労働局長 優良賞(4事業場)

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものである。

- 株式会社大林組 名古屋支店 レゴランドホテルジャパン新築工事 (名古屋市港区金城ふ頭二丁目7番1)
- 岡崎合繊株式会社 (岡崎市昭和町字河原1番地)
- 東洋紡株式会社 犬山工場 (犬山市大字木津字前畑344番地)
- 株式会社デンソー 善明製作所 (西尾市善明町一本松100)

2 愛知労働局長 奨励賞(5事業場)

本賞は、地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組みが他の模範であると認められる事業場又は企業に授与されるものである。

- 株式会社明治 愛知工場 (稲沢市平和町下三宅菱池933-1)
- 株式会社坂角総本舗 本社工場 (東海市荒尾町甚造15番地1)
- ハマプロト株式会社 三好ヶ丘工場 (みよし市福谷町四反田16番地1)
- NTNアドバンストマテリアルズ株式会社 蟹江工場 (海部郡蟹江町蟹江新田勝田場101番地)
- 株式会社デンソー 西尾製作所 (西尾市下羽角町住崎1)

3 愛知労働局長 安全衛生推進賞(1名)

本賞は、地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人に授与されるものである。

- 松 永 欽 一 (トヨタ自動車安全衛生協力会 専務理事)



しごとやす かけいかく
仕事休もっ化計画 始動!

会社の夏季休暇に年休をプラスして
連続休暇を取得しよう。

「年次有給休暇」とは

年次有給休暇は、労働基準法で定められた労働者に与えられた権利です。労働基準法第39条において、労働者は、
・6か月間継続して雇われていること
・全労働日の8割以上を出勤していること
を満たしていれば、10日間の年次有給休暇が付与され、申し出るにより取得することができます(勤続年数、週所定労働日数等に応じて年次有給休暇の付与日数は異なります。)

年次有給休暇の取得率は

年次有給休暇の取得率は、近年微増傾向にあるものの、平成28年で49.4%と5割を下回っています。
年次有給休暇の取得が低調な理由として、「みんなに迷惑がかかると感じる」、「後で多忙になる」、「職場の雰囲気取得しづらい」などが全体の約3分の2を占めています。

年次有給休暇取得に向けた職場づくりを!

年次有給休暇を取得することは、心身の疲労回復などのために必要です。さらに、年次有給休暇を取得しやすい環境は、仕事に対する意識やモチベーションを高め、仕事の生産性を向上させ、企業イメージの向上や優秀な人材の確保につながるなど、企業、労働者双方にメリットがあります。

年次有給休暇の取得が進んでいる企業などでは、社員の業務の進行状況等を所属長(課長など)のみならず、同僚等も把握し、仕事を個人ではなくチームで行うことで、社員が休みやすい職場環境とされています。

また、年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入している企業では、導入していない企業よりも年次有給休暇の取得率が8.5ポイントも高く(平成28年)、年次有給休暇の取得促進に当たって、「計画的付与制度」は効果があるものです。

労働者が年次有給休暇の取得にためらいを感じないよう、業務のやり方を変えたり、年次有給休暇の「計画的付与制度」を導入するなど、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

会社の夏季休暇に年次有給休暇を組み合わせると連続休暇に!

週休2日制の会社で、8月13日(月)～15日(水)が夏季休暇(お盆休み)の場合には5連休となります。16日(木)と17日(金)に年次有給休暇をプラスすると9連休となります。

暑い夏、海に山に、花火に夏祭りに、休暇を取って人生を充実させませんか。

災害発生状況

労働基準部 安全課

平成30年 愛知県の全産業死亡災害一覧

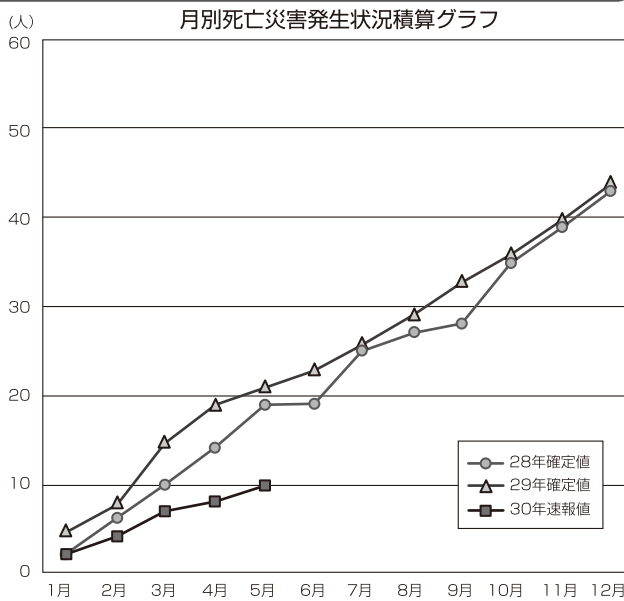
発生月・時間	業種	労働者数	被災者名職	年齢	事故の型	起因物	災 害 状 況
4月 4:00～4:30	運送業	100～299	運転者	40代	交通事故(道路)	トラック	名古屋市内でトラックに商品を積み込んでから、浜松市内の納品先へ向けた走行中、高速道路で前方大型車へ追突した。
5月 6:00～6:30	商業	1～9	配達員	70代	交通事故(道路)	トラック	新聞配達のためバイクで県道を走行していたところ、右折しようとしていたトラックに轢かれた。
5月 11:00～11:30	製造業	1～9	作業者	60代	墜落・転落	クレーン	事務所内にてクレーンのホイスト交換作業中、クレーンで吊り上げた足場の上から5メートル下の地面に転落した。

平成30年 愛知労働局管内死亡災害発生状況

平成30年6月4日現在の速報値

【平成30年発生分】

業 種	年 別	平成30年	平成29年同期	平成29年速報値
製 造 業		2	7	11
	食料品製造業	0	1	1
	化学工業	0	1	3
	鉄鋼・非鉄金属	0	2	2
	金属製品	1	1	2
	一般・電気・輸送用	0	1	1
	その他	1	1	2
建 設 業		4	6	15
	土木工事業	2	2	6
	建築工事業	1	3	6
	その他	1	1	3
陸上貨物運送事業		2	2	7
商 業		1	0	1
	卸売業	0	0	0
	小売業	1	0	1
	その他	0	0	0
清掃・と畜業		1	1	3
上記以外の事業		0	1	7
合 計		10	17	44



労働者派遣を受け入れている事業主の皆様へ（抜粋）

愛知労働局から、次の趣旨で作成された労働者派遣の適正な受け入れに向けた周知用リーフレットが届きました。

平成27年9月30日に労働者派遣法改正法が施行されてからまもなく3年が経過しようとしています。この改正では、派遣先が労働者派遣を受け入れる上で根幹となる期間制限の考え方の変更や、派遣労働者の直接雇用の推進、(旧)特定労働者派遣事業にかかる経過措置期間の終了等の派遣先事業所が留意すべき措置義務、一定の労働者派遣法違反等に該当する労働者派遣を受け入れた場合は「労働契約申込みみなし制度」の対象となること等を改めてご確認ください。

詳しくは愛知労働局webサイトをご覧ください。

派遣先の皆様へ:

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000227106.pdf>

労働者派遣を受け入れている事業主の皆様へ:

<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000227113.pdf>

教育事業部だより

全国登録教習機関協会優良賞 受賞の言葉

長らく当協会の専任講師としてご尽力いただいている 大野 豊樹 氏が(一社)全国登録教習機関協会の「優良賞」を受賞され、「第37回全国登録教習大会」において表彰状が授与されました。大野氏より受賞に対する喜びのメッセージが届きましたので紹介します。



6月7日に神戸市で開催された「第37回全国登録教習大会」において、「平成29年度 優秀賞」を賜うことができました。誠に身に余る光栄と厚く御礼申し上げます。

これもひとえに、行政ご当局、公益社団法人愛知労働基準協会および所属企業の経営層始め管理者の皆様のご指導、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、平成28年度、29年度の愛知労働局管内の死亡災害は、43人、44人と高い数値を示しています。業種別では、製造業が建設業と並んで10人以上と、高い割合を占めております。引き続き安全衛生教育の重要性を改めて認識します。

こうした中で、この地域の経済界は、次の2つの大きな課題に直面していると認識いたします。

課題1:ものづくり愛知の生産拠点では、「団塊の世代」から新たな「若い世代」の管理者に安全衛生の責任が移行しつつある時期と思われます。つまり、より高度な教育を受けられた皆様が、科学的視点から効率の良い安全衛生管理体制を築く時代になったと考えられます。

課題2:単純に安全衛生管理だけの時代から、「企業のBCP」の中の、あるいは、「企業の危機管理対策」の中の安全衛生として、深く強固な基礎を固める時代に突入しているといえます。

これらの課題の下、より効率的で、より納得性の高い講義の必要性が高まってまいりました。特に、「安全衛生管理」、「防災対策」、「環境管理」の3つの課題は、「企業の危機管理」の面では、密接不可分で連携の強い領域として、経営戦略のTOPに掲げられる時代となりました。受講していただく皆様は、この3つの分野の連携の中で仕事に取り組みまれるので、これまで所属させていただいた企業、行政機関、関係する学会等での体験をベースに、一層磨きをかけ、より満足度の高い講習を提供できるよう心がけてまいる所存です。

業務上、任命や特命を受けて取得してきた資格は、電気主任技術者、電気工事士、ガス主任技術者、計量士、環境計量士(濃度、騒音・振動)、作業環境計量士(第一種)、臭気判定士、甲種危険物管理者、毒劇物取り扱い者、栄養士、工学衛生管理者、公害防止管理者(第一種等全類)、建築物環境衛生管理技術者等でものづくりに必須となる領域でした。

今は、これらの領域を広げ深めるため、科学技術交流財団様、東京計量士会様、日本産業衛生学会様、中部環境計量士会様、技術士会様等の会員として研鑽中であり、引き続き、地道に研鑽学習を重ねてまいりたいと考えております。

皆様方の温かいご支援と、ご教授をお願い申し上げましてご挨拶いたします。ありがとうございました。

セミナーなどのご案内

厚生労働省受託：新規起業事業場就業環境整備事業・職場の「受動喫煙防止対策」事業

すぐに役立つ労務管理基礎セミナー

共催:(公社)全国労働基準関係団体連合会 愛知県支部
(公社)愛知労働基準協会

起業した、分社した、異業種へ進出した、初めて人を雇った等の事業場においては、業種や業態等に適した労働時間や労務の管理に係るノウハウや情報が十分ではない場合が多く、就業環境をめぐるトラブルや労働災害の発生が懸念されます。

こうした事業場に、基本的な労務管理、安全衛生管理を適正に行い、そのための体制を整備していただくために標記セミナーを開催いたします。

また、平成27年6月施行の受動喫煙防止措置の努力義務化を踏まえ、職場の受動喫煙防止対策等についても解説しますので、ぜひご参加ください。

【日時】 平成30年8月3日(金) 13:30～16:40 (受付開始13:00～)

【会場】 (公社)愛知労働基準協会 第3研修室

【定員】 30名(申込期日前でも定員になり次第締め切らせていただきます)

【参加費】 無 料

【内容】 (1) (受動喫煙対策 厚生労働省受託事業)

『職場の受動喫煙防止対策のすすめ』

職場の受動喫煙防止対策の基本的な内容に加え、健康への影響と職場での効果的な対策について解説します。

(2) 『すぐに役立つ労務管理の基礎』

業種・業態に適した労働時間管理、有給休暇の付与、就業規則の作成・届出、労働災害防止対策等、起業の際に必要な人事労務管理の基本および安全衛生管理の要点について解説します。

賃金セミナー

「同一労働同一賃金法制に対応する賃金制度の設計と移行方法」 ～非正規賃金格差6月1日最高裁判決を踏まえ緊急開催！～

【日時】 平成30年9月18日(火) 13時30分～17時00分

【会場】 ポーラビル当協会研修室

【受講料】 会 員:4,000円(愛知県下の各労働基準協会会員)
非会員:5,000円

【内容】 (1) 法制、ガイドライン、判例 (2) 働き方改革との関係 (3) 等級制度と賃金制度
(4) 基本的給与の設計 (5) 各種手当の設計 (6) 賃金の移行と数年後までの対応方法

【講師】 株式会社新経営サービス 人事戦略研究所 パートナーコンサルタント 佐藤 耕一 氏

申込方法

当協会webサイトのトップページに各セミナーの詳細を掲載しておりますので、申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。

お問合せ先

(公社)愛知労働基準協会 教育事業部 TEL052-221-1439 / FAX052-221-1440

同一労働同一賃金に関する最高裁判決(長澤運輸事件とハマキョウレックス事件)のポイントおよび今後求められる事業場の対応について

1 ハマキョウレックス事件・最高裁判決(最二判平成30年6月1日)

ハマキョウレックス事件では、最高裁は、まず、同事件の高等裁判所で採用された「賃金項目ごとに比較し、不合理か否かを判断する」という枠組を採用したことが注目される。同事件の地方裁判所では、各手当の賃金項目をバラバラに判断するのではなく、まとめた一つの賃金体系として、正社員と有期契約である契約社員を比較していたが、高等裁判所は基本給や賞与、各手当の賃金項目を原則としてバラバラにした上で、それぞれの賃金項目ごとに正社員と契約社員を比較する枠組みと取っていた。

そして、2つ目の注目点としては、最高裁は、それぞれの賃金項目の比較において、当該項目の賃金が支給される趣旨・目的を就業規則・賃金規程の記載を中心に把握し、当該趣旨・目的によれば(1)職務の内容、(2)その変更の範囲、(3)その他の事情のどの判断要素を重視すべきかを決定し、不合理か否かを判断するという高等裁判所で採用された判断手法を維持した点である。

他方、最高裁は、賃金項目の安易な横断的判断は認めない姿勢を取っている。高等裁判所は、上記皆勤手当について、契約社員が全営業日に出勤した場合には昇給することがあり、有期労働契約の更新時に基本給である時間給の見直し(時間給の増額)が行われることがあることから、契約社員に皆勤手当が支給されないのは不合理とは言えないと判断した。これに対し、最高裁は、契約社員は「昇給しないことが原則である上、皆勤の事実を考慮して昇給が行われたとの事情もうかがわれない。」として、基本給における昇給・時間給の見直しを横断的に考慮しないとした。

2 長澤運輸事件・最高裁判決(最二判平成30年6月1日)

長澤運輸事件の最高裁判決でも、「賃金項目ごとに比較し、不合理か否かを判断するという枠組」が維持されていることが特徴である。その上で、当該枠組により、精勤手当は別賃金項目として分けて比較し、判断すべきとして、嘱託乗務員に精勤手当が支給されないことを不合理としている。

また、賃金項目を横断する判断手法については、「ある賃金項目の有無及び内容が、他の賃金項目の有無及び内容を踏まえて決定される場合もあり得るところ、そのような事情も、有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たり考慮されることになるものと解される。」と判示しているものの、安易に横断的な判断をしない姿勢は、ハマキョウレックス事件と変わらない。正社員に対し、基本給、能率給および職務給を支給しているが、嘱託乗務員に対しては基本賃金および歩合給を支給し、能率給および職務給を支給していない点について、能率給・職務給が支給されていない経緯や事情を詳細に判断した上で、正社員の「基本給、能力給および職務給」と嘱託乗務員の「基本賃金および歩合給」をそれぞれ横断的にまとめた上で比較している。この点で、同事件の高等裁判所は精勤手当について安易に横断的な判断をし、不合理ではないと判示していたが、最高裁は、特に他の賃金項目と横断的に判断する事情がないとして、別個に比較した上で不合理と判示している。

その上で、同事件では、ドライバーとしての(1)職務の内容が同一で、配転の範囲も同じであったため(2)職務の内容及び変更の範囲も同一であったが、最高裁は、「有期契約労働者が定年退職後に再雇用された者であることは、当該有期契約労働者と無期契約労働者との労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かの判断において、労働契約法20条にいう『その他の事情』として考慮されることとなる事情に当たる」と判示として、定年退職再雇用の事案では、(3)その他の事情を重視することを示した。(3)「その他の事情」として、どのような事情が考慮されるかについては、同事件の高等裁判所が考慮した、賃金が21%程度しか低下していないことや団体交渉を経て当初より労働条件が改善されていること以外に、どのような事情が含まれるのかを示されることが期待されたが、最高裁は明確には示さなかった。

3 今後求められる事業場の対応

2つの最高裁において、「賃金項目ごとに比較し、不合理か否かを判断するという枠組」と「当該項目の賃金が支給される趣旨・目的を就業規則・賃金規程の記載を中心に把握し、当該趣旨・目的によれば、(1)職務の内容(2)その変更の範囲(3)その他の事情のどの判断要素を重視すべきかを決定し、不合理か否かを判断する手法」を明確に採用しているため、今後の対応として、現在支給されている賃金項目をそれぞれ検証し、有期契約者との間で相違があるものについては、その賃金項目の趣旨・目的に照らして不合理ではないか調査する必要がある。その中で、趣旨・目的については、就業規則、賃金規程の記載を重視していることから、就業規則、賃金規程に記載された趣旨・目的と支給の実態が異なるのであれば、当該賃金を見直すか、規定方法を見直す必要がある。



岩谷・村本・山口法律事務所 弁護士 村本 浩 氏

【プロフィール】

2004年 京都大学法学部卒業 2006年 京都大学法科大学院修了 2007年 弁護士登録
北浜事務所にて、訴訟、企業・労働法務、個別的労働関係紛争・団体的労使紛争への助言・代理、労務コンプライアンス意見書作成、労働調査・分析などに従事。

【事務所所在地】大阪市北区中之島二丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー19階

【連絡先】E-mail : HMuramoto@uberrima-fides.jp TEL: 06-4708-6903

高所作業車運転技能講習および特別教育を今秋開講

当協会では、今秋に高所作業車運転技能講習および特別教育を開講します。リニア中央新幹線工事の本格化をはじめとした中部圏経済の発展に伴う建設工事が増加する中、高所作業車の需要増加に加え、フォークリフトを足場として用いる方法からより安全に作業ができる高所作業車への切り替え促進等に応えるため、その教育機会を整え県下の災害防止に貢献します。

高所作業車は、高所における作業、点検、補修等に使用される機械で、その作業床が昇降装置等により、上昇、下降する設備のうち、動力を用い、かつ不特定の場所に自走することができるものをいいます。

作業床の高さ(最も上昇させた場合の床面高さ)により就業に必要な条件が異なり、10m以上の高所作業車の運転の業務は「技能講習の修了」10m未満の業務は「特別教育の実施」が求められますが、当協会ではいずれの講習も実施します。

〈実施月〉

技能講習	11月、3月
特別教育	10月、2月

〈予定会場〉

ポリテクセンター名古屋港 (所在地:愛知県名古屋市港区潮風町3番地)
アクセス 地下鉄名港線「築地口」下車3番出口から市バス3番のりば
「野跡駅」行き「第二ふ頭」バス亭下車から徒歩3分
*駐車場も完備

〈講師〉

建設機械メーカー技能教習機関講師

〈受講要件〉

技能講習 (2日・14時間)	・建設機械施工技士合格者 ・普通、準中型、中型、大型、大型特殊免許所有者 ・車両系建設機械(整地等)(解体用)(基礎工事用)、不整地運搬車、フォークリフト、ショベルローダ等のいずれかの運転技能講習修了者
特別教育 (2日・9時間)	特になし

